

原子力規制検査における追加検査運用ガイド
(案)
(GI0011_r0)

目 次

1. 目的	- 2 -
2. 適用範囲	- 2 -
3. 用語の定義	- 2 -
4. 検査要件	- 3 -
5. 追加検査の実施内容について	- 3 -
5.1 追加検査の開始	- 3 -
5.2 追加検査実施の体制等	- 4 -
5.3 追加検査結果の報告	- 4 -
6. 追加検査結果を踏まえた対応	- 4 -
6.1 対応区分への反映	- 4 -
6.2 基本検査への入力	- 5 -
7. 検査等の実施に係る手続き等	- 5 -
7.1 追加検査実施のための事業者への通知	- 5 -
7.2 追加検査完了後の手続き	- 5 -
表 1 対応区分（実用発電用原子炉施設）	- 6 -
表 2 対応区分（核燃料施設等）	- 7 -

1. 目的

本ガイドは、原子力規制検査等実施要領の規定を受け、試験研究用原子炉又は発電用原子炉を設置しようとする者、製錬、加工、貯蔵、再処理、廃棄の事業を行おうとする者及び核燃料物質を使用しようとする者並びに原子炉設置者、試験研究用等原子炉、精錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び輸送事業者（以下、「事業者」という。）が所有する施設において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の2の2の規定に基づく原子力規制検査の内、原子力規制検査等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項に基づく追加検査を実施するためのプロセスや検査の内容等の運用について示したものである。

追加検査を実施し、検査対象となった検査指摘事項等に対する被規制者の改善活動等の安全活動を監視することにより被規制者のパフォーマンスの改善に寄与するとともに、対応区分の再設定や以降の基本検査に役立てる。

2. 適用範囲

原子力規制検査における基本検査において、被規制者が行う安全活動について以下に掲げる劣化が認められた状態の場合は、規則で定める追加検査を実施する。

- (1) 各監視領域^{※1}における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態
- (2) 各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態
- (3) 各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態

※1：「原子力規制検査等実施要領」参照。

3. 用語の定義

(1) 追加検査1

2. (1)の状態と判断された場合に実施する規則第3条第2項1号に係る追加検査。

(2) 追加検査2

2. (2)の状態と判断された場合に実施する規則第3条第2項2号に係る追加検査。

(3) 追加検査3

2. (3)の状態と判断された場合に実施する規則第3条第2項3号に係る追加検査。

※1：「原子力規制検査等実施要領」参照。

4. 検査要件

追加検査は、表1及び表2に示す対応区分に従って決定される。

(1) 追加検査1の実施

a. 実用発電用原子炉施設

監視領域（大分類）において白が1又は2の場合に実施する。

b. 核燃料施設等

指摘事項（追加対応あり）があった場合、安全重要度評価・規制対応措置会合によって追加検査の程度が決定され実施する。

(2) 追加検査2の実施

a. 実用発電用原子炉施設

一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1又は監視領域（大分類）において白が3の場合に実施する。

b. 核燃料施設等

追加検査1と同様。

(3) 追加検査3の実施

a. 実用発電用原子炉施設

監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、監視領域（小分類）の劣化が複数又は、黄が複数又は、赤が1の場合に実施する。

b. 核燃料施設等

追加検査1と同様。

なお、原子力規制委員会は、追加検査を行おうとするときは、あらかじめ、事業者に対し、追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、報告すべき事項及び期限^{※2}を示して、安全活動の改善状況に係る報告を求めるものとする。

検査事項とは、表1、表2の対応区分の検査対応にある視点等を踏まえ、追加検査で確認する事業者の安全活動など記載するものである。

※2：対応区分4（追加検査3）の場合は、区分の設定から6か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう事業者を求める。

5. 追加検査の実施

5.1 追加検査の内容

(1) 追加検査1及び2

事業者から、検査指摘事項等に関する直接原因の特定、根本的な原因の特定、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定及び是正処置の計画が決定した旨等の報告を受け、本庁の担当部門が検査を実施可能と判断した後、当該報告の内容の適切性について検査を行う。

(2) 追加検査3

事業者に求めている改善措置活動の計画について報告を受理した後、当該計画を踏まえた検査の計画を作成し、事業者から報告された計画に係る活動の適切性について検査を行う。

なお、本追加検査の対象となる検査指摘事項は重大な問題を抱えている場合が多いことから、事業者が行う検査指摘事項に関する直接原因の特定、根本的な原因の特定、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）及び是正処置の計画が終了していない場合でも、追加検査3を実施することができる。

5.2 追加検査実施の体制等

各担当部門は、追加検査の検査事項を勘案して専門的な知識を有する原子力検査官（以下「検査官」という。）を指名し、以下の体制を目安として検査のチームを編成する。

なお、チーム編成の際には、追加検査実施の起因となった指摘事項を発見した検査官又はその検査のリーダー等を含めて、関連する情報を共有できる体制を構築することが望ましい。

(1) 追加検査1

専門的な知識を有する検査官1～2名と対象事業者の原子力施設を担当する原子力規制事務所（以下「事務所」という。）の検査官の計3名程度の体制とする。

。本追加検査に要する時間は、対応する検査官全員で40時間程度を目安とする。

(2) 追加検査2

専門的な知識を有する検査官3～4名と事務所の検査官の計5～6名での体制とする。

本追加検査に要する時間は、対応する検査官全員で200時間程度を目安とする。

(3) 追加検査3

専門的な知識を有する検査官と事務所の検査官合わせて10～20名程度で体制を構築する。

本追加検査に要する時間は、対応する検査官全員で1000～2000時間程度を目安とする。

6. 追加検査結果を踏まえた対応

6.1 追加検査結果の報告と対応区分への反映

各追加検査の結果^{※3}は、検査を行った施設の担当部門により完了が決定され

、事業者の活動による改善の効果が確認できたと判断した場合は、当該結果と新しい対応区分を委員会に報告する。

※3：追加検査は事業者の検査指摘事項等に対する是正措置活動等の状況を確認するものであり、検査官が適切であると認めるまで検査は継続することから、最終的な検査結果は事業者が是正措置活動を適切に実施していることを報告することにより、対応区分も第1区分に戻る事となる。

6.2 基本検査への反映

追加検査で得られた情報は、当該施設を担当する事務所の検査官などと共有し、継続的にその後の事業者の状況を監視する必要があると判断した場合は、基本検査の検査対象とする。

7. 検査等の実施に係る手続き等

7.1 追加検査実施のための事業者への通知

検査指摘事項の評価に従って対応区分が第2区分～第4区分に移動すると追加検査の実施が必要となるが、追加検査の開始時期等は、各担当部門が事業者との調整の末、決定し通知する。

なお、追加検査の実施に当たっては、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者に求める。

7.2 追加検査完了後の手続き

各追加検査の結果は、新しい対応区分とともに委員会に報告された後、事業者へに通知する。また、検査監督総括課にて、原子力規制委員会のホームページにて、新しい対応区分が掲載される。

表1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑	監視領域（大分類）において白が1又は2	<ul style="list-style-type: none"> 一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1又は 監視領域（大分類）において白が3 	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、 監視領域（小分類）の劣化が複数又は、 黄が複数又は、 赤が1 	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための安全活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況（施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等）
検査対応	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 追加検査はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定

規則：原子力規制検査等に関する規則

表 2 対応区分（核燃料施設等）

区分		第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
		指摘事項（追加対応なし）	指摘事項*（追加対応あり）			
施設の 状態		各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
検査 対応	項目	・追加検査はなし	・規則第 3 条第 1 項に係る基本検査 ・規則第 3 条第 2 項 1 号に係る追加検査	・規則第 3 条第 1 項に係る基本検査 ・規則第 3 条第 2 項第 2 号に係る追加検査	・規則第 3 条第 1 項に係る基本検査 ・規則第 3 条第 2 項第 3 号に係る追加検査	
	視点等	・事業者の是正処置の状況を確認する	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・全体的な事業者の安全活動と、QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定	

規則：原子力規制検査等に関する規則

※ 指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制対応措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

○ 改訂履歴

No.	改訂日	改訂の概要	備考
0	2020/04/01	制定	